

令和 7 年 7 月 6 日執行

当別町長選挙
選挙公営（公費負担）
書類様式

当別町選挙管理委員会

(1) 選挙運動用自動車

- ① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
による場合（ハイヤー・タクシー）

別記様式第1号（その1）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

当別町選挙管理委員会委員長 木屋路 喜代史 様

令和7年7月6日執行 当別町長選挙

候補者

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名	運 送 契 約 期 間	運 送 契 約 金 額	備 考

2 1に掲げる契約以外の場合

(1) 自動車の借入れ

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名	借 入 れ 期 間	契 約 金 額	備 考

(2) 燃料代

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名	自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	契 約 金 額	備 考

(3) 運転手の雇用

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名	雇 用 期 間	契 約 金 額	備 考

- 備考
- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
 - 2 2(2)「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください。「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。「自動車登録番号又は車両番号」欄には、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車に係る番号を記載してください。

別記様式第4号（その1）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和7年7月6日執行 当別町長選挙

候補者

記

運送等契約区分（該当する方の番号を○で囲む）	一般乗用旅客自動車運 1 送事業者との運送契約 による場合		2 左に掲げる契約 以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考

- 備考
- 1 この証明書は、選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
 - 2 運送事業者等が当別町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、当別町に支払を請求することはできません。
 - 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (2) (1)以外の場合 16,100 円
 - 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれも締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
 - 6 同一の日において一般旅客自動車との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
 - 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、当別町に支払を請求することができません。

別記様式第6号（その1）

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

令和 年 月 日

当別町長 後 藤 正 洋 様

住所（所在）

氏名

（名称及び代表者氏名）

電話

当別町議会議員及び当別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和7年7月6日執行 当別町長選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先 金融機関名（本支店名）
預金種目
口座番号
口座名義人

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、当別町に支払を請求することはできません。

(別紙1)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備 考
	円×1台 = 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
	円×1台 = 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
	円×1台 = 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
	円×1台 = 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
	円×1台 = 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
計			円	

備考

- 1 「請求金額(C)」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 2 「請求金額(C)」の欄は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額を記入してください。

- ② 一般乗用旅客自動車運送事業者以外（自動車の借入れ、燃料供給業者及び運転手）との個別契約による場合

別記様式第1号（その1）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

当別町選挙管理委員会委員長 木屋路 喜代史 様

令和7年7月6日執行 当別町長選挙

候補者

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名	運 送 契 約 期 間	運 送 契 約 金 額	備 考

2 1に掲げる契約以外の場合

(1) 自動車の借入れ

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名	借 入 れ 期 間	契 約 金 額	備 考

(2) 燃料代

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名	自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	契 約 金 額	備 考

(3) 運転手の雇用

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名	雇 用 期 間	契 約 金 額	備 考

- 備考
- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
 - 2 2(2)「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください。「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。「自動車登録番号又は車両番号」欄には、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車に係る番号を記載してください。

別記様式第2号（その1）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車の燃料代につき、当別町議会議員及び当別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

当別町選挙管理委員会委員長 木屋路 喜代史 様

令和7年7月6日執行 当別町長選挙

候補者

記

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約先 住所（所在）

氏名

（名称及び代表者氏名）

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認申請額

円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額（a）	円	
今回の購入金額（b）	円	
燃料代（a）＋（b）	円	
備考		

- 備考
- 1 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 2 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から選挙管理委員会に提出してください。
 - 3 契約先が法人の場合は、「名称」及び「代表者氏名」を記載してください。
 - 4 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
 - 5 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
 - 6 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

別記様式第3号（その1）

確認番号 第 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

当別町議会議員及び当別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車の燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認しました。

令和7年 7月 日

当別町選挙管理委員会

委員長 木屋路 喜代史

記

- 1 令和7年7月6日執行 当別町長選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 円

- 備考
- 1 公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
 - 2 この確認書は、燃料代金について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
 - 3 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払いを請求する場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともにこの確認書を請求書に添付してください。
 - 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、当別町に支払を請求することができません。

別記様式第4号（その1）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和3年7月18日執行 当別町長選挙

候補者

記

運送等契約区分（該当する方の番号を○で囲む）	一般乗用旅客自動車運 1 送事業者との運送契約 による場合		2 左に掲げる契約 以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考

- 備考 1 この証明書は、選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が当別町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、当別町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
- (2) (1)以外の場合 16,100 円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれも締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般旅客自動車との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、当別町に支払を請求することができません。

別記様式第 4 号（その 2）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり選挙運動用自動車の燃料の供給を受けたものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 7 年 7 月 6 日執行 当別町長選挙

候補者

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の自動車登 録番号又は車両番号	燃 料 供 給 量	燃 料 供 給 金 額	備 考
		リッ トル	円	

- 備考 1 この証明書は、燃料の供給に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が当別町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について、供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、当別町に支払を請求することができません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 7 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

別記様式第4号（その3）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり選挙運動用自動車の運転手を雇用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和7年7月6日執行 当別町長選挙

候補者

記

運転手の氏名及び住所			
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備	考
	円		

- 備考
- 1 この証明書は、運転手の雇用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
 - 2 運転手が当別町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、当別町に支払を請求することができません。
 - 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
 - 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみ記載してください。
 - 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、当別町に支払を請求することができません。

別記様式第6号（その1）

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

令和 年 月 日

当別町長 後 藤 正 洋 様

住所（所在）

氏名

（名称及び代表者氏名）

電話

当別町議会議員及び当別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和7年7月6日執行 当別町長選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先 金融機関名（本支店名）
預金種目
口座番号
口座名義人

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、当別町に支払を請求することはできません。

(別紙2)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備 考
	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
計			円	

備考

- 1 「請求金額(C)」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 2 「請求金額(C)」の欄は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額を記入してください。

(別紙3)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	自動車登録番号 又は車両番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
		円× = リットル 円	7,700 円× = 日 円		
		円× = リットル 円			
		円× = リットル 円			
		円× = リットル 円			
		円× = リットル 円			
計		円	円	円	

備考

- 1 「自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 2 「自動車登録番号又は車両番号」及び「販売金額(A)」欄は、燃料を販売した日ごとに記載してください。
- 3 「基準限度額(B)」欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 4 「請求金額(C)」欄には、「販売金額(A)」の計欄又は「基準限度額(B)」の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙4)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 選挙運動用ビラの作成

別記様式第1号（その2）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

当別町選挙管理委員会委員長 木屋路 喜代史 様

令和7年7月6日執行 当別町長選挙

候補者

記

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約 枚 数	作 成 契 約 金 額	

備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別記様式第2号（その2）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、当別町議会議員及び当別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

当別町選挙管理委員会委員長 木屋路 喜代史 様

令和7年7月6日執行 当別町長選挙

候補者

記

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約先 住所（所在）

氏名

（名称及び代表者氏名）

3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	枚	
今回の作成枚数（b）	枚	
作成枚数計（a）＋（b）	枚	
備考		

- 備考
- 1 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 2 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から選挙管理委員会に提出してください。
 - 3 契約先が法人の場合は、「名称」及び「代表者氏名」を記載してください。
 - 4 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

別記様式第3号（その2）

確認番号 第 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

当別町議会議員及び当別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認しました。

令和7年 7月 日

当別町選挙管理委員会
委員長 木屋路 喜代史

記

- 1 令和7年7月6日執行 当別町長選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

- 備考
- 1 公費の支払の請求ができるのは、確認枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用に限られています。
 - 2 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
 - 3 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払いを請求する場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
 - 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、当別町に支払を請求することができません。

別記様式第5号（その1）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和7年7月6日執行 当別町長選挙

候補者

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
作	成	枚	数	枚
作	成	金	額	円
備			考	

- 備考 1 この証明書は、ビラの作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が当別町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書に記載された候補者について、供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、当別町に支払を請求することができません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数 5, 0 0 0 枚
- (2) 限度額 7 円 7 3 銭 × 確認された作成枚数

別記様式第6号（その2）

請 求 書

（選挙運動用ビラの使用）

令和 年 月 日

当別町長 後 藤 正 洋 様

住所（所在）

氏名

（名称及び代表者氏名）

電話

当別町議会議員及び当別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請 求 金 額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和7年7月6日執行 当別町長選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先 金融機関名（本支店名）
預金種目
口座番号
口座名義人

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、選挙管理委員会が選挙運動用ビラ枚数確認書により確認した枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用に限られています。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに選挙管理委員会に提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、当別町に請求することができません。
- 4 法人の場合は、「名称」及び「代表者氏名」を記載してください。

(別紙)

請求内訳書
(選挙運動用ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 D欄には、公費負担条例第5条の4の作成単価（7.73円）を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 I欄では、1円未満の端数は切上げてください。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

別記様式第1号（その3）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

当別町選挙管理委員会委員長 木屋路 喜代史 様

令和7年7月6日執行 当別町長選挙

候補者

記

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約 枚 数	作 成 契 約 金 額	

備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別記様式第2号（その3）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、当別町議会議員及び当別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

当別町選挙管理委員会委員長 木屋路 喜代史 様

令和7年7月6日執行 当別町長選挙

候補者

記

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約先 住所（所在）

氏名

（名称及び代表者氏名）

3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	枚	
今回の作成枚数（b）	枚	
作成枚数計（a）＋（b）	枚	
備考		

- 備考
- 1 この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 2 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から選挙管理委員会に提出してください。
 - 3 契約先が法人の場合は、「名称」及び「代表者氏名」を記載してください。
 - 4 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

別記様式第3号（その3）

確認番号 第 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

当別町議会議員及び当別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認しました。

令和7年 7月 日

当別町選挙管理委員会
委員長 木屋路 喜代史

記

1 令和7年7月6日執行 当別町長選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

- 備考
- 1 公費の支払の請求ができるのは、確認枚数に係る選挙運動用ポスター作成費用に限られています。
 - 2 この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
 - 3 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払いを請求する場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
 - 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、当別町に支払を請求することができません。

別記様式第5号（その2）

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和7年7月6日執行 当別町長選挙

候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙におけるポスター掲示場の数	箇所

- 備考
- この証明書は、ポスター作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
 - ポスター作成業者が当別町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書に記載された候補者について、供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、当別町に支払を請求することができません。
 - 作成金額の欄は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額で記入してください。

別記様式第6号（その3）

請 求 書

（選挙運動用ポスターの作成）

令和 年 月 日

当別町長 後 藤 正 洋 様

住所（所在）

氏名

（名称及び代表者氏名）

電話

当別町議会議員及び当別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第
11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請 求 金 額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和7年7月6日執行 当別町長選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先 金融機関名（本支店名）
預金種目
口座番号
口座名義人

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、選挙管理委員会が選挙運動用ポスター枚数確認書により確認した枚数に係る選挙運動用ポスター作成費用に限られています。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに選挙管理委員会に提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、当別町に請求することはできません。
- 4 法人の場合は、「名称」及び「代表者氏名」を記載してください。

(別紙)

請求内訳書

(選挙運動用ポスターの作成)

当該選挙に おけるポス ター掲示場	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B$ = C	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E$ = F	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H$ = I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	